

使用前検査申請書

関原発 第492号

2024年 1月12日

経済産業大臣
齋藤 健 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 高浜発電所 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
原子力発電工作物の概要	高浜発電所第4号機 原子力設備 放射線管理設備 放射線管理用計測装置 プロセスモニタリング設備 主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置 工事計画の届出年月日 2023年 3月17日 2023年 6月26日 (一部補正) 2023年 6月28日 (一部補正)
検査を受けようとする工事の工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 (一号)
	工事の計画に係る全ての工事が完了した時 (五号)
検査希望年月日	(一号) 自 2024年 3月18日 至 2024年 4月
	(五号) 自 2024年 3月18日 至 2024年 4月
使用開始予定年月日	2024年 4月
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2024年 1月12日

添付資料-1: 工事の工程に関する説明書

添付資料-2: 工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程に関する説明書

項目	年月	2024年			
		2月	3月	4月	5月
原子力設備 放射線管理設備 放射線管理用計測装置 プロセスモニタリング設備 主蒸気管中の放射性物質 濃度を計測する装置			工事期間 	定格熱出力運転▼ 	
				△ 使用前検査（一号） 	
				▲ 使用前検査（五号） 	

△ 外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査

▲ 機能・性能検査

工事の工程における放射線管理に関する説明書

当該検査場所は、非管理区域のため放射線管理はしていない。

参考

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 1 項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 3 項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。